平成２１年（フ）第１３４号
香川県高松市古新町２番地１　ドルテェ21 301号
債務者　徳本　鉄也
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第２３２号
香川県高松市高松町2589番地５　サンハイツ屋島Ⅱ501号室
債務者　浜田　得文
1　決定年月日時　平成21年７月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第２３３号
香川県高松市高松町2589番地５　サンハイツ屋島Ⅱ501号室
債務者　浜田　光代
1　決定年月日時　平成21年７月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第４３号
鹿児島県指宿市西方4746番地
債務者　中俣　千鳥
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで　鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２１年（フ）第２０号
北海道岩内郡岩内町字野束７番地の４　島野Ｂ団地79号
債務者　前川チイ子（旧姓渡辺）
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで　札幌地方裁判所岩内支部

平成２１年（フ）第２１号
北海道岩内郡岩内町字東山17番地の６　イーストワン１号室
債務者　大野　英一
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで　札幌地方裁判所岩内支部

平成２１年（フ）第８５７号
宮城県岩沼市里の杜３丁目７番７―2202号
債務者　玉手　義昭
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第８９３号
宮城県黒川郡大和町落合松和田字八幡堂90番地の１
債務者　千葉　久志
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第８９４号
仙台市宮城野区福田町３丁目３番12号　佐藤アパートＡ棟２
債務者　相澤　教子
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第８９７号
仙台市宮城野区岡田字明神東４番地の１　ブリリアント壱番館204
債務者　三上　克行
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１０９号
福島県いわき市大久町大久字板木沢53番地の１
債務者　根本　栄子
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで　福島地方裁判所いわき支部

平成２１年（フ）第１５３号
茨城県つくば市前野590番地１
債務者　矢口美保子
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第１６８号
茨城県つくば市春日３丁目５番地14　パープルつくばⅠ棟301号
債務者　飯塚奈緒美
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第１７４号
茨城県土浦市神立中央２丁目12番６号
債務者　平塚　寿美
1　決定年月日時　平成21年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第９９号
茨城県桜川市真壁町下谷貝2525番地29
債務者　齊藤由理絵
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第２９号
栃木県芳賀郡益子町大字下大羽676番地
債務者　中山　徳彦
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで　宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２１年（フ）第１１４７号
名古屋市名東区梅森坂４丁目101番地　市営梅森荘12棟209号
債務者　西原光男こと　趙　　承安
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１４１３号
名古屋市守山区小幡常燈19番５号　カーサ小幡201号
債務者　萩原　　正
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで　名古屋地方裁判所民事第２部